

＜天橋立景観まちづくり計画（中間案）に対する意見と対応策＞

項目	景観まちづくり計画 （中間案）	意見等の概要 地元説明会、府民意見募集、 景観審議会等	意見等に対する 対応等方針	景観まちづくり計画 修正案	参 考
【景観計画区域】					
俯瞰景観重点ゾーンの区域設定	・天橋立の主要な視点場（天橋立ビューランド、傘松公園）から良好な俯瞰が得られる区域（天橋立を中心とした100度の範囲）	・100度の範囲に加えて地区のまち並み景観や自治会単位の取組に配慮した区域設定に拡大されたい	・区域の拡大	・主要な視点場から俯瞰して見える天橋立を中心とした100度の範囲を基本とし、まち並みの連続性に配慮し、自治会から要請のあった区域設定に拡大 資料5による	俯瞰景観重点ゾーン区域図（文珠地区、府中地区）
幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーンの沿道幅	（特に規定せず）	・幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーンは、道路からどこまでの区域か	・各ゾーンの区域を規定	〈幹線道路沿道ゾーン〉 ・幹線道路の道路端から25mの範囲 〈眺望景観沿道ゾーン〉 ・該当するゾーンの幹線道路の道路端から25mの範囲を基本 なお、幹線道路の海岸線側については、道路から海岸線までの全ての範囲	・宮津市域における沿道型の用途地域指定を準用
【景観形成基準】					
区域をまたぐ敷地の適用基準	（特に規定せず）	・建築物等が複数のゾーンにわたる場合の基準は	・取扱いを規定	・上位のゾーンの基準によるものとする。（順位は次のとおり） 1. 俯瞰景観重点ゾーン 2. 自然景観保全ゾーン 3. 眺望景観沿道ゾーン 4. 幹線道路沿道ゾーン 5. 市街地ゾーン	・より積極的な景観形成を図るため、厳しい方の区域の基準を適用（建築基準法における防火・準防火地域の規定を準用）
外壁の色彩基準	・大規模建築物、小規模建築物とも一律の基準を設定	・他都市の事例に比べて明度、彩度が低く、暗いまちのイメージになるのでは	・低層の建築物の明度、彩度を緩和 ・大規模建築物の基準値は変更なし	資料6による	・伝統的な工法による小規模な建築物は、基準に合致していないのがみられるため
	・漆喰壁や焼き杉板等の伝統的なものを許容	・伝統的な建造物等に見られるベージュ色の漆喰壁や防腐処理塗装が施された木材の板壁が不可となる場合があるが、採用可としては	・低層の建築物の明度、彩度を緩和	資料6による	・同上
俯瞰景観重点ゾーンの屋根の材質	・和瓦を基本とする	・和瓦以外の材質についても採用可とされたい	・和瓦を基本とし、耐震性能に不安がある建築物や中高層建築物、付属建築物等は材質を緩和	資料6による	・耐震性能に不安がある建築物、中高層建築物、付属建築物等は和瓦の採用が困難
俯瞰景観重点ゾーンの屋根の色彩基準	・無彩色の規定せず	・無彩色の基準を設けるべき	・無彩色の基準を追加	資料6による	・和瓦以外の屋根材の使用に対応
俯瞰景観重点ゾーン以外の屋根の色彩基準	・山並みや天橋立の松並木との調和に配慮（数値で規定せず）	・俯瞰景観重点ゾーン以外のゾーンは屋根の色彩基準を定めないのでか	・今後まちなか景観の基準づくりにおいて検討	変更なし	
俯瞰景観重点ゾーンの汀線の連続性	（特に規定せず）	・天橋立を俯瞰する場合、汀線の連続性を極端に阻害する建物は問題がある	・形態規制は十分な検討が必要 今後、高度地区と併せて市の基準づくりにおいて検討	変更なし	

項目	景観まちづくり計画 (中間案)	意見等の概要 地元説明会、府民意見募集、 景観審議会等	意見等に対する 対応等方針	景観まちづくり計画 修正案	参考
植栽	・地域の在来種や周辺の既存樹木との調和に配慮	・植栽は、緑の量より質が大事	・植栽計画の有効な手法をガイドラインで紹介	変更なし	
	・天橋立から眺望される俯瞰景観重点ゾーン及び眺望景観沿道ゾーンにおいて、海側の敷地境界付近の植栽を規定 ・地区別施策の提案として、水辺空間の魅力アップの取組を提案	・海岸沿いへの植樹を促すべきではないか	・景観まちづくり計画において推進する	・景観形成基準は変更なし ・水辺空間の魅力アップの取組の具体化にあたり、海岸線への植樹を検討	・天橋立から眺望される沿岸域に植栽を規定 その他の沿岸域は対象外としている
高さ規制	(特に規定せず)	・高度地区の指定による高さ規制が必要では	・形態規制は十分な検討が必要であり、地区の特性に応じて、今後地元市町において検討	変更なし	
【運用等に関する事項】					
審査方法	(特に規定せず)	・審査にあたっては、統一した解釈を図るとともに、調整を図る第三者機関の設置を検討されたい	・基準の解説やイメージ図などを盛り込んだガイドラインを作成	/	
		・一律の基準ではなく、基準外であってもシンボリックな建築物等に対して個別審査による認めうる余地を残してはどうか	・景観審議会に部会を設ける等、協議を受けて判断する手法を検討		
支援制度	(特に規定せず)	・基準に不適合な建築物等の修景、改修に対する助成制度の創設	・府と地元市町が連携し、支援制度について検討		
【屋外広告物】					
屋外広告物の基準	・規制方針のみ記載	・屋外広告物の規制方針だけでなく、具体的な基準を設け、規制強化が必要	・具体的な規制について、宮津市及び与謝野町と連携し検討	変更なし	